

資 料 編

- ・ 船橋市環境基本条例
- ・ 船橋市環境保全条例
- ・ 船橋市環境審議会規則
- ・ 船橋市環境審議会構成委員名簿
- ・ 船橋市環境基本計画策定委員会設置要綱
- ・ 船橋市環境基本計画策定委員会構成委員名簿
- ・ 船橋市環境基本計画策定経過
- ・ 船橋市環境基本計画について（答申）
- ・ 平成 19 年度 市民意識調査
- ・ 用語解説

船橋市環境基本条例

平成9年3月31日条例第7号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策等(第9条—第23条)

第3章 地球環境保全の推進(第24条)

第4章 環境の保全の推進体制等(第25条・第26条)

第5章 船橋市環境審議会(第27条)

附則

私たちの船橋は、温暖な気候と東京湾最奥部の穏やかな海や下総台地が織りなす恵み豊かな環境の下、先人の英知と努力を受け継ぎながら豊かで住み良い国際都市を目指す中で、福祉と緑の都市を宣言し、環境に配慮した都市づくりを進めてきた。

しかし、人口の集中や産業の集積により、都市活動や生活に密着した公害や廃棄物の問題が顕在化するとともに、身近にあった豊かな自然も減少し、健全で恵み豊かな環境が損なわれつつある。

今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした反面、資源やエネルギーを大量に消費し、環境に対する影響力を増大させ、人類の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼすに至っている。

私たちは、環境が自然界の微妙な均衡と循環の下に成り立つものであることを認識した上で、これまでの社会経済システムのあり方や生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築を目指した総合的かつ計画的な取組をする必要がある。

もとより、健全で恵み豊かな環境は、健康で文化的な生活をする上で不可欠なものであり、このような環境を保全し、及び創造し、将来の市民に引き継ぐことこそ現在に生きる私たちに課せられた使命である。

今こそ、市民、事業者及び市それぞれが自らの環境保全意識を高め、果たすべき役割を担い、人と自然が共生する健全で恵み豊かな環境と文明を実現するため、市民の総意により、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を

定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたつて維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによつて、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学

的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

- 3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(環境週間)

第7条 事業者及び市民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境週間を設ける。

- 2 環境週間は、6月5日からの1週間とする。
- 3 市は、環境週間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(施策等の公表)

第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、船橋市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ船橋市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全に十分に配慮しなければならない。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者が環境への影響について自

ら適正に調査、予測又は評価を行い、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第 12 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第 13 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(誘導的措置)

第 14 条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解の下に、その措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第 15 条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、貴重野生動植物の保護その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、自然環境の健全な利用を図るため、公園、緑地その他の公共的施設の整備事業を推進するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、市は、自然環境の適正な整備及び創出のための事業の推進に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第 16 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第 17 条 市は、環境の保全についての施策に市民の意見を反映させるため、環境の保全についての施策のあり方等について市民から提言を受けるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する学習の推進)

第 18 条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第 19 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。))が自発的に行う緑化活動、美化活動、生活排水浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 20 条 市は、環境の保全に関する学習の振興及び民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第 21 条 市は、環境の状況の把握、今後の環境の変化の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 22 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

る。

(科学技術の振興)

第 23 条 市は、環境の保全に関する科学技術の振興に努めるものとする。

第 3 章 地球環境保全の推進

第 24 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第 4 章 環境の保全の推進体制等

(環境の保全の推進体制の整備)

第 25 条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 26 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第 5 章 船橋市環境審議会

第 27 条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議させる等のため、船橋市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 環境基本計画に関し、第 9 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、23 人以内の委員をもって組織する。

4 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 27 条及び次項の規定は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

(船橋市公害対策審議会条例の廃止)

- 2 船橋市公害対策審議会条例(昭和 38 年船橋市条例第 16 号)は、廃止する。

船橋市環境保全条例

平成 14 年 12 月 27 日条例第 57 号

船橋市環境保全条例(平成 9 年船橋市条例第 8 号)の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
第 2 章 公害の防止及び生活環境の保全等に関する施策(第 4 条—第 15 条)
第 3 章 工場等における公害の防止に関する規制等
第 1 節 大気汚染の防止
第 1 款 ばい煙に関する規制(第 16 条—第 28 条)
第 2 款 粉じんに関する規制(第 29 条—第 38 条)
第 2 節 水質汚濁の防止(第 39 条—第 51 条)
第 3 節 地盤の沈下等の防止(第 52 条—第 63 条)
第 4 節 騒音の防止(第 64 条—第 75 条)
第 5 節 振動の防止(第 76 条—第 87 条)
第 6 節 悪臭の防止(第 88 条)
第 4 章 特定行為に関する規制等
第 1 節 屋外燃焼行為の禁止(第 89 条・第 90 条)
第 2 節 拡声機及び深夜騒音等の規制(第 91 条—第 95 条)
第 3 節 特定建設作業に係る騒音等の規制(第 96 条—第 99 条)
第 4 節 その他の行為に関する規制等(第 100 条—第 107 条)
第 5 章 自動車の使用に伴う公害の防止(第 108 条—第 110 条)
第 6 章 地球環境の保全(第 111 条・第 112 条)
第 7 章 雑則(第 113 条—第 120 条)
第 8 章 罰則(第 121 条—第 125 条)
附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、船橋市環境基本条例(平成 9 年船橋市条例第 7 号)の本旨を達成するため、生活環境の保全等に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講じ、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境の保全等 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)の保全を図ることをいう。
- (2) 環境への負荷 船橋市環境基本条例第 2 条第 1 号に規定する環境への負荷をいう。
- (3) 公害 船橋市環境基本条例第 2 条第 3 号に規定する公害をいう。

(市等の責務)

第 3 条 市、事業者及び市民は、船橋市環境基本条例第 3 条に規定する環境の保全についての基本理念にのっとり、生活環境の保全等が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第 2 章 公害の防止及び生活環境の保全等に関する施策(規制の措置)

第 4 条 市は、生活環境の保全等のために必要な規制の措置を講ずるものとする。

(大気保全のための施策)

第 5 条 市は、エネルギーの使用の節約、未利用エネルギーの活用等エネルギーの使用の合理化に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、大気を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(水質保全のための施策)

第 6 条 市は、生活排水(水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 8 項に規定する生活排水をいう。以下同じ。)の排出による公共用水域(同条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、公共用水域の水質を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(土壌及び地下水の汚染の防止のための施策)

第 7 条 市は、土壌及び地下水の汚染の防止に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、土壌及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(地盤の沈下の防止等のための施策)

第8条 市は、地盤の沈下の防止及び地下水のかん養の促進に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、地盤の沈下の防止及び地下水のかん養の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

(騒音、振動及び悪臭の防止のための施策)

第9条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、騒音、振動及び悪臭を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質等の適正管理のための施策)

第10条 市は、人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがあると認める化学物質等を有する者に対して、その排出の抑制及び適正な管理に係る対策を進めるとともに、当該化学物質等の適正な管理の普及及び啓発に努めるものとする。

(自動車の使用に伴う公害の防止のための施策)

第11条 市は、事業者、市民及び関係機関と連携して、自動車の使用に伴う公害を防止するために環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全のための施策)

第12条 市は、地球環境の保全に資するため、地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行等に関する知識の普及及び啓発並びに資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用のための施策の実施に努めるものとする。

(施設整備及び事業の推進)

第13条 市は、生活環境の保全等に資する公共施設の整備及び事業の推進に努めるものとする。

(監視、測定等の実施)

第14条 市は、生活環境の状況を把握し、及び生活環境の保全等に関する施策を適正に講ずるために、監視、測定、試験及び検査の体制を整備し、必要な調査等を実施するものとする。

(事業者等に対する援助措置)

第15条 市は、事業者が行う公害の防止のための施設の設定又は改善等について、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、前項の援助措置を講ずるに当たっては、中小規模の事業者に対して特別の配慮を行うものと

する。

3 市は、市民が行う環境への負荷を低減する活動に対して必要な援助措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 工場等における公害の防止に関する規制等

第1節 大気汚染の防止

第1款 ばい煙に関する規制

(定義)

第16条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ばい煙 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項に規定するばい煙をいう。
- (2) 特定施設 工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。

(排出基準)

第17条 市長は、大気汚染を防止するために必要なばい煙の排出基準を規則で定めるものとする。

- 2 前項の排出基準(以下この款において「排出基準」という。)は、特定施設において発生し、排出口(特定施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下この款において同じ。)から大気中に排出されるばい煙の量について、ばい煙の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度とする。

(設置の届出)

第18条 ばい煙を大気中に排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場(以下「工場等」という。)の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙の処理の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第 19 条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であってばい煙を大気中に排出するものは、当該施設が特定施設となった日から 30 日以内に、前条第 1 項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第 20 条 第 18 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 18 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第 18 条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第 21 条 市長は、第 18 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設に係るばい煙の量が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(前条第 1 項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第 18 条第 1 項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第 22 条 第 18 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 30 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

2 市長は、第 18 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第 23 条 第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 18 条第 1

項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第 24 条 第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により、第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(ばい煙の排出制限)

第 25 条 特定施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下この款において「ばい煙排出者」という。)は、そのばい煙の量が当該特定施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

(改善命令等)

第 26 条 市長は、ばい煙排出者が、そのばい煙の量が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(ばい煙の測定等)

第 27 条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、特定施設に係るばい煙の量及び濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(事故時の措置)

第 28 条 特定施設を設置している者は、特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大

空气中に多量に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、特定施設を設置している者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第2款 粉じんに関する規制

(定義)

第29条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 粉じん 大気汚染防止法第2条第4項に規定する粉じんをいう。
- (2) 特定施設 工場等に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。

(基準)

第30条 市長は、大気の汚染を防止するために必要な特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準(以下この款において「基準」という。)を規則で定めるものとする。

(設置の届出)

第31条 特定施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用及び管理の方法
- (6) その他規則で定める事項

- 2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第32条 一の施設が特定施設となった際にその施設

を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第33条 第31条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第31条第1項第4号及び第5号に掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第31条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(氏名の変更等の届出)

第34条 第31条第1項又は第32条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第31条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第35条 第31条第1項又は第32条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第31条第1項又は第32条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により、第31条第1項又は第32条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(基準の遵守義務)

第36条 特定施設を設置している者は、当該特定施設に係る基準を遵守しなければならない。

(基準適合勧告及び命令)

第37条 市長は、特定施設を設置している者が基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該特定施設について基準に従うべき

ことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(事故時の措置)

第38条 特定施設を設置している者は、特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、粉じんが大気中に多量に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

第2節 水質汚濁の防止

(定義)

第39条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定施設 次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設であって規則で定めるものをいう。

ア カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

イ 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、アに規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

(2) 排水 特定施設を設置する工場等(以下この節において「特定事業場」という。)から公共用水域に排出される水をいう。

(3) 汚水等 特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。

(排水基準)

第40条 市長は、公共用水域の水質の汚濁を防止するために必要な排水基準を規則で定めるものとする。

- 2 前項の排水基準(以下この節において「排水基準」という。)は、前条第1号アに規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)による汚染状態にあっては、排水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、同号イに規定する項

目について、項目ごとに定める許容限度とする。

(設置の届出)

第41条 工場等から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 汚水等の処理の方法
- (7) 排水の汚染状態及び量
- (8) 排水に係る用水及び排水の系統
- (9) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第42条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であって排水を排出するものは、当該施設が特定施設となった日から30日以内に前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第43条 第41条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第41条第1項第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第41条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第44条 市長は、第41条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、排水の汚染状態が当該特定事業場の排水口(排水を排出する場所をいう。以下この節において同じ。)においてその排水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限

り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第41条第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第45条 第41条第1項又は第43条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 市長は、第41条第1項又は第43条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第46条 第41条第1項又は第42条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第41条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第47条 第41条第1項又は第42条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第41条第1項又は第42条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第41条第1項又は第42条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(排水の排出制限)

第48条 排水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しな

い排水を排出してはならない。

(改善命令等)

第49条 市長は、排水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。

(排水の汚染状態の測定等)

第50条 排水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(事故時の措置)

第51条 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油(規則で定める油をいう。以下この項において同じ。)を含む水が当該特定事業場から公共水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

2 市長は、特定事業場の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第3節 地盤の沈下等の防止

(定義)

第52条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定用途 工業、鉱業、農業その他の事業の用途であって規則で定めるものをいう。

(2) 揚水施設 動力を用いて地下水を採取し、これを特定用途に供するための施設であって規則で定めるものをいう。

(基準)

第53条 市長は、地盤の沈下及び地下水位の著しい低下の発生を防止するために必要な揚水施設の構造に関する基準(以下この節において「基準」という。)を規則で定めるものとする。

(設置の届出)

第 54 条 揚水施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 工場等の名称及び所在地
 - (3) 揚水施設の設置の場所
 - (4) 地下水の用途
 - (5) 揚水機の能力
 - (6) 揚水施設の井戸ストレーナーの位置及び吐出口の断面積
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の届出書には、当該揚水施設の設置の場所を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第 55 条 一の施設が揚水施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が揚水施設となった日から 30 日以内に前条第 1 項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第 56 条 第 54 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 54 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第 54 条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第 57 条 市長は、第 54 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る揚水施設が基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揚水施設の構造に関する計画の変更(前条第 1 項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第 54 条第 1 項の規定による届出に係る揚水施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第 58 条 第 54 条第 1 項又は第 56 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 30 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揚水施設を設置し、又はその届出に係る揚水施設の構造を変更してはならない。

- 2 市長は、第 54 条第 1 項又は第 56 条第 1 項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第 59 条 第 54 条第 1 項又は第 55 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る揚水施設が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第 54 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項に変更があったとき。
- (2) 揚水施設に該当しないものとしたとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか揚水施設の使用を廃止したとき。

(承継)

第 60 条 第 54 条第 1 項又は第 55 条第 1 項の規定による届出をした者から揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第 54 条第 1 項又は第 55 条第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る揚水施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前 2 項の規定により第 54 条第 1 項又は第 55 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(基準の遵守義務)

第 61 条 揚水施設を設置している者は、当該揚水施設に係る基準を遵守しなければならない。ただし、規則で定める揚水施設については、この限りでない。

(改善命令)

第 62 条 市長は、基準に適合していないと認めるときは、当該揚水施設を設置している者に対し、期限を

定めて、当該揚水施設の構造の改善を命ずることができる。

(記録及び報告)

第 63 条 揚水施設により地下水を採取している者は、羽根車式流量計その他の水量測定器を設置し、規則で定めるところにより、地下水の採取量を記録し、及びこれを市長に報告しなければならない。

第 4 節 騒音の防止

(定義)

第 64 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定施設 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- (2) 特定作業 工場等で行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(規制基準)

第 65 条 市長は、特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う工場等(以下この節においてこれらを「特定工場等」という。)における騒音の発生を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

- 2 前項の規制基準(以下この節において「規制基準」という。)は、特定工場等において発生する騒音の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

(設置の届出)

第 66 条 工場等(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 工場等の名称及び所在地
 - (3) 特定施設の種類ごとの数
 - (4) 特定施設の構造
 - (5) 特定施設の使用の方法
 - (6) 騒音の防止の方法
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない

ない。

(実施の届出)

第 67 条 工場等(特定工場等でないものに限る。)において特定作業を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定作業の種類
- (4) 特定作業の目的に係る施設の種類ごとの数
- (5) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間
- (6) 騒音の防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

- 2 前項の届出書には、当該特定作業の目的に係る施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第 68 条 一の施設が特定施設となった際現に工場等(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)又は一の作業が特定作業となった際現に工場等(特定工場等でないものに限る。)においてその作業を行っている者(作業の目的に係る施設の設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から 30 日以内に、当該施設にあっては第 66 条第 1 項各号に掲げる事項を、当該作業にあっては前条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- 2 第 66 条第 2 項の規定は前項の規定による特定施設に係る届出について、前条第 2 項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第 69 条 第 66 条第 1 項、第 67 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 66 条第 1 項第 3 号から第 6 号まで又は第 67 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が規則で定める範囲内である場合については、この限りでない。

- 2 第 66 条第 1 項、第 67 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設

置している特定施設以外の施設が特定施設となったとき、又は当該特定工場等(特定施設が設置されていないものに限る。)で行っている特定作業以外の作業が特定作業となったときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となった日又は当該特定作業以外の作業が特定作業となった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 3 第66条第2項の規定は前2項の規定による特定施設に係る届出について、第67条第2項の規定は前2項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。

(計画変更勧告)

第70条 市長は、第66条第1項、第67条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法、特定施設の使用の方法若しくは配置又は特定作業の作業時間に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第71条 第66条第1項、第67条第1項又は第69条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、若しくは特定作業を行い、又は特定施設の使用の方法等を変更してはならない。

- 2 市長は、第66条第1項、第67条第1項又は第69条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第72条 第66条第1項、第67条第1項又は第68条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設又は特定作業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第66条第1項第1号若しくは第2号又は第67条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき。

(2) 特定施設のすべての使用を廃止したとき、又は特定施設のすべてが特定施設でなくなったとき。

(3) 特定作業のすべてを行わなくなったとき、又は特定作業のすべてが特定作業でなくなったとき。

(承継)

第73条 第66条第1項、第67条第1項又は第68条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設若しくは特定作業の目的に係る施設のすべてを譲り受け、又は借り受けした者は、当該特定施設又は当該特定作業の目的に係る施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第66条第1項、第67条第1項又は第68条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設のすべてを承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設若しくは当該特定作業の目的に係る施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第66条第1項、第67条第1項又は第68条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守義務)

第74条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び命令)

第75条 市長は、特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、特定施設の使用の方法若しくは配置を変更し、又は特定作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

第5節 振動の防止

(定義)

第76条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定施設 工場等に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- (2) 特定作業 工場等で行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(規制基準)

第77条 市長は、特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う工場等(以下この節においてこれらを「特定工場等」という。)における振動の発生を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

- 2 前項の規制基準(以下この節において「規制基準」という。)は、特定工場等において発生する振動の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

(設置の届出)

第78条 工場等(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及び能力ごとの数
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 振動の防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

- 2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(実施の届出)

第79条 工場等(特定工場等でないものに限る。)において特定作業を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定作業の種類

- (4) 特定作業の目的に係る施設の種類及び能力ごとの数

- (5) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間
- (6) 振動の防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

- 2 前項の届出書には、当該特定作業の目的に係る施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第80条 一の施設が特定施設となった際現に工場等(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)又は一の作業が特定作業となった際現に工場等(特定工場等でないものに限る。)においてその作業を行っている者(作業の目的に係る施設の設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から30日以内に、当該施設にあっては第78条第1項各号に掲げる事項を、当該作業にあっては前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- 2 第78条第2項の規定は前項の規定による特定施設に係る届出について、前条第2項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第81条 第78条第1項、第79条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第78条第1項第3号から第6号まで又は第79条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が規則で定める範囲内である場合については、この限りでない。

- 2 第78条第1項、第79条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となったとき、又は当該特定工場等(特定施設が設置されていないものに限る。)で行っている特定作業以外の作業が特定作業となったときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となった日又は当該特定作業以外の作業が特定作業となった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 3 第78条第2項の規定は前2項の規定による特定施設に係る届出について、第79条第2項の規定は

前 2 項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。

(計画変更勧告)

第 82 条 市長は、第 78 条第 1 項、第 79 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法、特定施設の使用の方法若しくは配置又は特定作業の作業時間に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第 83 条 第 78 条第 1 項、第 79 条第 1 項又は第 81 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 30 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、若しくは特定作業を行い、又は特定施設の使用の方法等を変更してはならない。

2 市長は、第 78 条第 1 項、第 79 条第 1 項又は第 81 条第 1 項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第 84 条 第 78 条第 1 項、第 79 条第 1 項又は第 80 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設又は特定作業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第 78 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 79 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき。
- (2) 特定施設のすべての使用を廃止したとき、又は特定施設のすべてが特定施設でなくなったとき。
- (3) 特定作業のすべてを行わなくなったとき、又は特定作業のすべてが特定作業でなくなったとき。

(承継)

第 85 条 第 78 条第 1 項、第 79 条第 1 項又は第 80 条第 1 項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設若しくは特定作業の目的に係る施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特

定施設又は当該特定作業の目的に係る施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第 78 条第 1 項、第 79 条第 1 項又は第 80 条第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設のすべてを承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設若しくは当該特定作業の目的に係る施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により、第 78 条第 1 項、第 79 条第 1 項又は第 80 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守義務)

第 86 条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び命令)

第 87 条 市長は、特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、特定施設の使用の方法若しくは配置を変更し、又は特定作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

第 6 節 悪臭の防止

(悪臭施設の設置等の届出)

第 88 条 工場等に設置される施設のうち、悪臭を発生し、若しくは発生するおそれのある施設であって規則で定めるものを設置し、又は当該施設の構造若しくは使用の方法若しくは悪臭の処理の方法を変更しようとする者は、事前にその内容を市長に届出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出者に対し、その工場等の周辺的生活環境を保全するために、悪臭の防止に関し必要な助言及び

指導を行うものとする。

第4章 特定行為に関する規制等

第1節 屋外燃焼行為の禁止

(屋外燃焼行為の禁止)

第89条 何人も、合成樹脂、ゴム、木材その他の燃焼に伴って著しくばい煙又は悪臭を発生するおそれのある物質を屋外において燃焼させてはならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

(警告及び命令)

第90条 市長は、前条の規定に違反して燃焼行為が行われていることにより、その周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止を命ずることができる。

第2節 拡声機及び深夜騒音等の規制

(航空機による拡声機の使用禁止)

第91条 何人も、商業宣伝を目的として航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機をいう。)から機外に向けて拡声機を使用して放送を行ってはならない。

(拡声機の使用制限)

第92条 何人も、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用して放送を行う場合は、規則で定める拡声機の使用法の基準を遵守しなければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

(警告及び命令)

第93条 市長は、前条の規定に違反して拡声機を使用して放送が行われていることにより、その周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止、使用法の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(深夜における静穏の保持)

第94条 何人も、深夜(午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。)においては、静穏の保持を特に必要とする規則で定める区域において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(飲食店営業等の騒音に係る改善命令等)

第95条 市長は、飲食店営業その他の営業で規則で定めるものに係る深夜等(午後7時から翌日の午前6時までの間をいう。)における騒音(客の出入りに伴う騒音を含む。以下この条において同じ。)が規則で定める基準に適合しないことにより、当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該騒音の防止の方法の改善その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、当該騒音の防止の方法の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第3節 特定建設作業に係る騒音等の規制

(定義)

第96条 この節において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動(以下「騒音等」という。)を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(基準)

第97条 市長は、特定建設作業に係る騒音等の発生を防止するために必要な基準(以下この節において「基準」という。)を規則で定めるものとする。

(特定建設作業の実施の届出)

第98条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに(災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに)、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の種類、場所及び実施期間
- (4) 騒音等の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定建設作業を行う場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善命令等)

第 99 条 市長は、特定建設作業に係る騒音等が基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、騒音等の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

第 4 節 その他の行為に関する規制等

(炭化水素系物質の排出抑制)

第 100 条 事業者は、工場等において炭化水素系物質が大気中に排出されるのを抑制するために必要な措置を講じなければならない。

(建設工事に伴う水質汚濁の防止)

第 101 条 建設工事として行われる作業のうち、公共用水域に汚水又は廃液を排出する作業を行おうとする者は、その作業の実施に伴い発生する汚水又は廃液による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るために必要な措置を講じなければならない。

(塩水被害の防止)

第 102 条 事業者は、塩水を公共用水域に排出するときは、当該水域及びその周辺の水産動植物及び農作物に被害を与えないように必要な措置を講じなければならない。

(生活排水対策の推進)

第 103 条 市民は、生活排水を公共用水域に排出するときは、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、市が行う生活排水対策の実施に協力しなければならない。

(地下水のかん養)

第 104 条 事業者及び市民は、地下水のかん養を図るため、雨水の有効利用に努めるとともに、敷地内の舗装又は雨水を処理するための施設の設置をする場合には雨水が地下に浸透しやすい素材又は構造のものを使用する等雨水の地下浸透の促進に努めなければならない。

(掘削工事に伴う地盤沈下の防止)

第 105 条 事業者は、他の法令及びこの条例の規定による規制を受ける場合のほか、地下水のゆう出を伴う掘削工事を行うときは、周辺の地盤及び地下水位に影響がないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(地下浸透の禁止)

第 106 条 事業者は、汚水又は廃液にカドミウムその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質で規則で定めるものが含まれている水(当該物質の原液を含む。)を適正に管理し、これを地下に浸透させてはならない。

(土壌汚染の防止)

第 107 条 事業者は、工場等において、鉛、ひ素、トリクロロエチレンその他の物質で規則で定めるもの(当該物質を含む物質を含む。)を製造し、使用し、又は保管している場合は、当該物質による土壌の汚染を防止するため、定期的に土壌の汚染状態を調査する等当該物質を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

第 5 章 自動車の使用に伴う公害の防止

(自動車の使用者等の義務)

第 108 条 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車(同条第 3 項に規定する原動機付自転車を含む。以下同じ。)を使用し、又は所有する者(以下「使用者等」という。)は、自動車の必要な整備及び停止時における原動機の停止等の適正な運転をすることにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるように努めなければならない。

(自動車の使用抑制等)

第 109 条 事業を営む使用者等は、合理的な運行管理、共同輸配送(事業者が共同して荷物等の輸送又は配送を行うことをいう。)の採用その他の輸送効率の向上等により、当該事業の用に供する自動車の走行量を抑制するよう努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、使用者等は、日常生活その他の活動において公共交通機関の利用等により、自動車の使用を抑制するよう努めなければならない。

(低公害車等の購入等)

第 110 条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車(窒素酸化物、粒子状物質等の排出が

ないが、又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。)又は排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入し、又は優先して使用するよう努めなければならない。

第6章 地球環境の保全

(地球温暖化等の原因物質の排出抑制)

第111条 事業者は、その事業活動において地球全体の温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン等の物質、オゾン層の破壊の原因となるフロン類並びに酸性雨の原因となる硫酸化物及び窒素酸化物の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(資源及びエネルギーの有効利用)

第112条 事業者及び市民は、その事業活動又は日常生活において、資源及びエネルギーの有効利用に努めなければならない。

第7章 雑則

(審議会への諮問)

第113条 第16条第2号の特定施設、第17条第1項の排出基準、第29条第2号の特定施設、第30条の基準、第39条第1号の特定施設、第40条第1項の排水基準、第52条第1号の特定用途若しくは第2号の揚水施設、第53条の基準、第64条第1号の特定施設若しくは第2号の特定作業、第65条第1項の規制基準、第76条第1号の特定施設若しくは第2号の特定作業、第77条第1項の規制基準、第92条若しくは第95条第1項の基準、第96条の特定建設作業又は第97条の基準を定めようとするときは、船橋市環境基本条例第27条に規定する船橋市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(改善等の要請)

第114条 市長は、この条例に定めるもののほか、事業者が事業活動に伴い公害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

(異常気象等の発生時における措置)

第115条 市長は、濃霧、異常湯水の継続等の異常気

象等に起因して、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、公害が発生させる者又は発生させるおそれのある者(以下この章において「公害発生者等」という。)に対し、必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(報告の徴収)

第116条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害発生者等に対し、公害の原因となる物質の量その他必要な事項を報告させることができる。

(立入検査)

第117条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、公害が発生し、又は発生するおそれのある場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(苦情の相談)

第118条 市長は、公害苦情相談員を置き、公害に関する苦情について、市民の相談に応じるものとする。

(調査の請求)

第119条 公害を受け、又は受けるおそれのある者は、規則で定めるところにより、市長にその状況等についての調査の請求をすることができる。

2 市長は、前項の規定による調査の請求があったときは、その状況等を調査し、その結果を当該請求をした者に通知するものとする。

(委任)

第120条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第121条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条、第26条、第44条又は第49条の規定による命令に違反した者

(2) 第91条の規定に違反した者

第122条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 25 条又は第 48 条の規定に違反した者
- (2) 第 28 条第 2 項、第 37 条第 2 項、第 51 条第 2 項、第 57 条、第 62 条、第 75 条第 2 項又は第 87 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 123 条 次の各号の一に該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 18 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 43 条第 1 項、第 54 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 67 条第 1 項、第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- (2) 第 90 条、第 93 条、第 95 条第 2 項又は第 99 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 124 条 次の各号の一に該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 19 条第 1 項、第 32 条第 1 項、第 33 条第 1 項、第 42 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 68 条第 1 項、第 69 条第 1 項若しくは第 2 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 98 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- (2) 第 22 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の規定に違反した者

- (3) 第 116 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- (4) 第 117 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第 125 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 121 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の船橋市環境保全条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市環境保全条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行前に千葉県環境保全条例(平成 7 年千葉県条例第 43 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、改正後の条例第 61 条から第 63 条までの規定は、当分の間適用しない。

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

船橋市環境審議会規則

平成9年7月31日規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市環境基本条例(平成9年船橋市条例第7号)第27条第6項の規定により、船橋市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年8月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する

規則の一部改正)

- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(昭和55年船橋市規則第42号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

船橋市環境審議会構成委員名簿

氏 名	性別	所 属 団 体 等
石井 孝宏	男	一般公募
板谷 直正	男	船橋商工会議所 副会頭
岩井 茂雄	男	日本大学理工学部 教授
内倉 和雄	男	日本大学薬学部 教授
大野 一敏	男	船橋市漁業協同組合 代表理事組合長
押田 佳則	男	市川市農業協同組合 副組合長
加納 靖久	男	一般公募
◎ 瀧 和夫	男	千葉工業大学工学部 教授
加藤 達志	男	千葉県環境保全協議会船橋部会 部会長
清水 正寛	男	船橋市医師会 会長
○ 鈴木 恵子	女	ふなばしネイチャーゲームの会 会長
鈴木 正伸	男	船橋市中学校校長会 芝山中学校長
寺井 賢一郎	男	千葉県環境研究センター センター長
中村 俊彦	男	千葉県立中央博物館 副館長
舩田 守良	男	アースドクターふなばし 代表
望月 由紀子	女	一般公募
本木 次夫	男	船橋市自治会連合会 副会長
横田 悦子	女	船橋市生活学校運動推進協議会 理事
吉田 初子	女	千葉県自然観察指導員

※◎：会長、○：副会長

※委員の氏名は50音順に掲載しています。

※委員の委嘱期間は平成21年1月16日から平成23年1月15日までです。

船橋市環境基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市環境基本条例第9条第1項の規定により、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成9年に策定された船橋市環境基本計画（以下「計画」という。）が、平成22年度までの計画期間となっており、現計画を見直し新たな計画を策定するため、船橋市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (4) その他委員長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者
- (3) 市民

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
3 委員長は、委員会を代表し議事の進行及び整理を行う。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。
2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する部会員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。
- 5 その他部会に関し必要な事項は、部会長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、環境部環境保全課に置く。

(災害補償)

第8条 委員会開催の際に生じた災害に関する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年12月2日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

船橋市環境基本計画策定委員会構成委員名簿

氏 名	性別	所 属 団 体 等
青木 清	男	船橋市地球温暖化対策地域協議会 会長
◎ 大野 一敏	男	船橋市漁業協同組合 代表理事組合長
加藤 達志	男	千葉県環境保全協議会船橋部会 部会長
北澤 哲弥	男	千葉県生物多様性センター
工藤 秀明	男	千葉大学法経学部 教授
斎藤 清	男	一般公募
篠田 好造	男	船橋商工会議所小売商業第1部会 部会長
○ 鈴木 恵子	女	ふなばしネイチャーゲームの会 会長
高野 史郎	男	千葉県自然観察指導員協議会
高橋 洋一	男	市川市農業共同組合 理事
名川 哲哉	男	千葉県環境政策課地球温暖化対策推進室 室長
前田 光穂	男	船橋市自治会連合協議会 環境部会長

※◎：委員長、○：副委員長

※委員の氏名は50音順に掲載しています。

※委員の委嘱期間は平成21年12月16日から平成23年3月31日までです。

船橋市環境基本計画策定経過

月 日	委員会・部会等	会議次第
平成 21 年 12 月 22 日	第 1 回船橋市環境基本計画策定委員会	委員長及び副委員長の選出 新環境基本計画について 新環境基本計画の進め方について 部会の構成について
平成 21 年 12 月 25 日	第 1 回庁内検討会	環境基本計画の進め方について 環境の現状と取組の進捗状況について 環境基本計画の策定スケジュールについて
平成 22 年 1 月 21 日	第 1 回（生活環境・地域環境）部会	船橋市の現状について 施策分野に係る基本施策について 基本施策ごとの目標について
平成 22 年 1 月 22 日	第 1 回（自然環境・環境学習）部会	船橋市の現状について 施策分野に係る基本施策について 基本施策ごとの目標について
平成 22 年 1 月 25 日	第 1 回（地球環境）部会	船橋市の現状について 施策分野に係る基本施策について 基本施策ごとの目標について
平成 22 年 2 月 19 日	第 2 回（生活環境・地域環境）部会	施策の具体的な内容について 進行管理指標（数値目標）について
平成 22 年 2 月 22 日	第 2 回（地球環境）部会	施策の具体的な内容について 進行管理指標（数値目標）について
平成 22 年 2 月 24 日	第 2 回（自然環境・環境学習）部会	施策の具体的な内容について 進行管理指標（数値目標）について
平成 22 年 3 月 30 日	第 2 回船橋市環境基本計画策定委員会	施策分野別の施策（案）について 環境配慮指針について
平成 22 年 4 月 12 日	第 2 回庁内検討会	第 2 回策定委員会での意見・検討事項について 環境基本計画への所管課の記載について 環境配慮指針、進行管理手法について
平成 22 年 4 月 27 日	第 3 回船橋市環境基本計画策定委員会	施策の展開ならびに環境配慮指針に関して 第 2 回策定委員会での意見とその対応について 第 2 回庁内検討会での意見とその対応について 計画の推進について
平成 22 年 5 月 11 日	第 3 回庁内検討会	施策の展開ならびに環境配慮指針に関して 第 3 回策定委員会での意見とその対応について 第 2 回庁内検討会での意見とその対応について

月 日	委員会・部会等	会議次第
平成 22 年 5 月 14 日	第 4 回船橋市環境基本計画策定委員会	環境基本計画（素案）に関して 第 3 回策定委員会での意見とその対応について 第 2 回庁内検討会での意見とその対応について
平成 22 年 6 月 25 日 ～7 月 24 日	パブリックコメント実施	環境基本計画（素案）の公表
平成 22 年 7 月 3 日	市民説明会	環境基本計画（素案）について
平成 22 年 8 月 27 日	第 5 回船橋市環境基本計画策定委員会	環境基本計画（素案）に関して パブリックコメントの結果について 市民からの意見と市の考え方について
平成 22 年 10 月 4 日	第 4 回庁内検討会	パブリックコメントの意見と計画（案）について 施策の進行管理について 市環境基本計画の策定スケジュールについて
平成 22 年 10 月 8 日	第 6 回船橋市環境基本計画策定委員会	環境基本計画（案）に関して 第 4 回庁内検討会の結果について 船橋市環境基本計画（案）について
平成 22 年 12 月 27 日	第 1 回環境審議会	「船橋市環境基本計画」の策定について
平成 23 年 1 月 13 日	第 2 回環境審議会	第 1 回船橋市環境審議会での意見と 市の考え方について 答申について

船 環 審 第 1 号
平成23年1月14日

船橋市長 藤代 孝七 様

船橋市環境審議会
会長 瀧 和夫

船橋市環境基本計画について（答申）

平成22年12月9日付船環第1194号により船橋市環境審議会に対してなされた「船橋市環境基本計画について（諮問）」について、当審議会で審議した結果、「諮問内容は適当である」との結論を得たので答申する。

なお、本計画は望ましい環境像の実現に向けて、着実なる実行が求められることから、次の点について努力されたい。

1. 市民の協力を得ながら本計画を推進するため、様々な機会を捉えた市民に分かりやすい計画の周知、年次報告書の公表等を進めること。
2. 計画の達成状況の把握・評価を的確に行うとともに、環境行政を取り巻く状況はめまぐるしく変化していることから、新たな環境問題等を的確にとらえ、5年後の計画の見直しに遺漏なきよう準備すること。

平成 19 年度 市民意識調査

「平成 19 年度 市民意識調査（健康とスポーツ活動について）」の中で、環境について5つの設問を設け、環境に関する意識について把握した。

平成 19 年度市民意識調査の概要

1. 調査目的

本調査は、市民の市政に対する意見や要望、あるいは街づくりに対する考え方などを把握し、中核市にふさわしい、よりよい街づくりを行うための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査設計

- (1) 調査地域 船橋市全域
- (2) 調査対象 船橋市在住の満 20 歳以上から満 80 歳未満の男女
- (3) 標本数 3,000 人
- (4) 標本抽出 住民基本台帳からの無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送法（郵送配布－郵送回収・はがき督促を 1 回）
- (6) 調査期間 平成 19 年 7 月 10 日（火）～7 月 27 日（金）

3. 回収結果

- (1) 標本数 3,000 人
- (2) 有効回収数 1,500 人
- (3) 有効回収率 50.0%

(1) 関心がある環境問題

◇「オゾン層の破壊、地球の温暖化、海洋汚染など地球規模での環境汚染」が5割台半ば

あなたは、現在、どの様な環境問題に関心を持っていますか。次の中から2つまで選んでください。 [n = 1,500]

1. 企業などの産業活動による大気汚染、水質汚濁、地盤沈下などの公害	14.2%
2. 自動車の排ガスによる大気の汚れ	19.0
3. 生活雑排水などによる海や河川などの汚れ	22.5
4. 建設工事、自動車などの騒音や振動	7.1
5. ごみの投棄などによる衛生環境の悪化	27.1
6. 開発などによる自然環境の減少	23.8
7. 資源やエネルギーの枯渇	11.3
8. 原子力発電所などの事故や戦争などによる環境破壊	7.9
9. オゾン層の破壊、地球の温暖化、海洋汚染など地球規模での環境汚染	55.3
10. その他	1.0
(無回答)	1.9

(2) 船橋市の環境や環境保全の取り組みについての満足度

◇約7割が「日常の買物や通勤・通学の利便性」と「ごみの収集・処理体制の整備」に『満足』

あなたは、船橋市の環境や、環境をよくするための取り組みなどについてどのように感じていますか。各項目ごとに、当てはまるものを1つずつ選んでください。

[n = 1, 500]

	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない	(無回答)
1. 空気の澄み具合	4.5	29.1	31.0	22.0	11.3	2.0
2. 悪臭がない	10.5	37.4	27.3	14.1	8.6	2.1
3. 海や河川のきれいさ	1.1	11.5	34.2	37.7	13.4	2.1
4. 居住環境の静寂さ	14.8	43.4	22.6	15.2	2.0	2.0
5. 緑や水辺などの自然環境	5.5	36.3	31.8	17.2	6.7	2.5
6. 道路や下水道などの都市基盤の整備	6.5	27.3	24.7	35.1	4.9	1.5
7. 日常の買物や通勤・通学の利便性	29.1	42.6	15.5	10.4	1.2	1.3
8. 衛生的な環境の保全	7.2	42.5	29.8	6.8	11.1	2.5
9. ごみの収集・処理体制の整備	21.9	48.4	17.5	7.6	3.7	0.9
10. 省資源・省エネルギー型社会の形成	1.9	19.6	27.8	10.2	38.2	2.3
11. 環境を大切に作る心や人材の育成	1.4	16.1	26.8	15.4	38.3	1.9
12. 市民、環境団体による環境保全活動	1.7	20.1	23.4	7.9	45.1	1.8

(3) 環境保全の取り組みへの参加協力意向

◇「ごみや空き缶の投棄をしない」の実行率が9割以上

あなたは、より望ましい環境を実現するため、どのような取り組みに参加協力しようと考えますか。各項目ごとに、当てはまるものを1つずつ選んでください。

[n = 1, 500]

	既に行っている	今後したい	しない	わからない	(無回答)
1. ごみを分別する	86.7	9.3	0.9	0.9	2.1
2. ごみや空き缶の投棄をしない	91.5	1.3	4.5	0.3	2.4
3. ごみのリサイクルや堆肥化などを行い、ごみを減量する	34.7	48.1	6.6	7.9	2.7
4. 買物袋を持参する	39.7	43.5	11.1	3.9	1.8
5. できるだけ廃食用油や食べ残しなどを流さない	74.5	16.8	3.8	2.6	2.3

6. 台所の排水に水切りろ紙を使用する	50.0	28.7	10.3	8.7	2.3
7. 洗濯には粉せっけんや無リン洗剤を使用する	42.9	28.1	12.3	14.2	2.5
8. できるだけ自動車は使わない	42.3	23.3	20.9	10.9	2.7
9. 交通の妨げとなる路上駐車をしない	81.7	5.7	6.4	3.1	3.1
10. ピアノの音やペットなどで近所に迷惑がからないように配慮する	82.7	5.7	2.6	4.7	4.2
11. 節電や節水に心掛ける	69.8	25.9	0.9	1.4	2.0
12. ソーラーシステムや雨水再利用設備を使用する	3.9	37.0	28.9	26.7	3.4
13. 再生紙 100%のトイレトペーパーなどを使用する	50.9	28.3	8.9	9.7	2.3
14. 地元団体などによる清掃活動、緑化活動などに参加する	14.9	39.7	17.7	25.5	2.2
15. 環境学習会、自然観察会などへ参加する	2.1	34.5	30.9	29.9	2.5
16. 環境保全に関する募金に協力する	12.9	45.8	13.9	24.9	2.5

(4) 望ましい環境の実現のため、船橋市に期待すること

◇「地震や洪水などの災害に強い安全なまちづくりの推進」が5割台半ば

あなたは、より望ましい環境を実現するため、船橋市に何を期待しますか。次の中から5つまで選んでください。 [n = 1,500]

1. 大気汚染や騒音など公害防止のための、自動車や工場などの規制	29.1%
2. びん、缶の分別収集などによるごみリサイクルの積極的な推進	31.3
3. 省資源・省エネルギー型社会実現のための積極的な取り組み	20.6
4. 海や河川をきれいにするため、下水道などの施設整備	48.3
5. 周辺の山や河川などの自然環境の保全	27.9
6. 海や河川などの水辺環境の整備	23.3
7. 地震や洪水などの災害に強い安全なまちづくりの推進	55.7
8. 快適で利便性の高いまちづくりのため、道路や市街地などの整備の推進	43.9
9. 環境に配慮した土地利用の推進	20.3
10. 緑地や公園などの整備	38.0
11. 史跡や歴史的な建造物の保全	7.7
12. 地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境問題への積極的な取り組み	41.1
13. 環境保全・快適環境の創造についての調査・研究の推進	5.9
14. 学校教育や社会教育での環境問題の取り上げ	26.7
15. 市民の環境保全活動の支援	6.3
16. 国や県などへの環境保全についての働きかけ	6.6
17. カエルやトンボなどの様々な生き物を育む里山の再生	27.4
(無回答)	1.5

(5) 将来の船橋市に望む環境

◇「公害がなく健康で安心して暮らせるまち」が5割台半ば

あなたは、将来の船橋市はどのような環境のまちであって欲しいと思いますか。次の中から2つまで選んでください。 [n = 1,500]

1. 公害がなく健康で安心して暮らせるまち	54.5%
2. 道路や市街地などの都市基盤が整備された安全性・利便性の高いまち	50.9
3. 野性の動植物やその生息環境を守るまち	9.1
4. 自然とふれあえ、すがすがしさや安らぎを感じるまち	36.6
5. 歴史を大切にし、文化の香りの高いまち	9.4
6. 地球環境に配慮し、省資源・省エネルギーを心掛けるまち	29.0
7. その他	2.1
(無回答)	1.5

用語解説

【あ行】

青潮

富栄養化の著しい海域で底層の低酸素水塊が海面に上昇する現象。水に硫黄粒子や硫黄化合物が含まれているため、水面が青白く見える。東京湾では夏から秋にかけて発生することが多い。

赤潮

海域における富栄養化現象の1つで、水中の植物プランクトンの異常増殖により、水の色が赤く変化する現象。主に夏期に多発し、魚介類の大量死を招くことがある。

一級河川

河川法により、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定されたもの（一級水系）のうち、国土交通大臣が区間を限定して指定した河川。小さな川でも、最終的に一級河川に流れ込んでいれば、その川も一級河川となる。

一酸化炭素

無味、無臭、無色、無刺激性な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。環境中の主要な発生源は自動車排出ガス。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響がある。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により暖かく効率的に格好良く働くことができる秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。環境省は、幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するための方法として紹介している。

エコドライブ

環境負荷の低減に配慮した自動車の運転方法。アイドリングストップや加減速の少ない運転、タイヤの空気圧の適正化などを心がけた運転を指す。

エコマーク

様々な商品の中で、生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルのこと。

エネルギーの使用の合理化に関する法律

各分野におけるエネルギーの使用の合理化を推進することにより、我が国のエネルギーの安全保障を確保するとともに、環境と調和した経済活動の確保を目指した法律。

オゾン層

地表から約 10~50km の高度にある比較的オゾン濃度の高い領域で、生物にとって有害な紫外線を吸収する作用を持つ。このオゾン層が特定フロン等の物質により破壊されることにより、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じる恐れがあるとされている。

汚濁負荷量

環境に排出される汚濁物質の量で、排出量と濃度の積で表される。工場や事業場などからの排水や排出ガスは、濃度による規制が用いられることが多いが、低濃度でも排出量が多ければ環境に与える影響は大きくなるため、環境への影響を推定・評価するときには、一般に汚濁負荷量が用いられる。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収する作用を持つ気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質を温室効果ガスとして指定している。

【か行】

外来種

国外や国内の他地域から人為的に導入されることに

より、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。自然状態では生じ得なかった既存の生態系への悪影響をもたらすものとして問題となっている。

化石燃料

地殻中に埋蔵され、燃料として使用される天然資源のこと。一般には石炭、石油、天然ガスを指す。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯等からの排水）を併せて処理することができる浄化槽をいう。また、通常の機能に加え、窒素・りんを高度に除去する機能がある浄化槽を高度処理型合併浄化槽という。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けた法律。

環境影響評価

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。

環境家計簿

家庭での電気やガス等の使用量より、各家庭からどれくらいかの二酸化炭素を排出したのかを定量的に把握するもの。

環境基準

環境基本法第 16 条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染に環境基準が定められている。

環境マネジメント

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、「環境」の視点を重視し、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

クリーン船橋 530 推進委員

市民参加によるごみの減量やリサイクルを進めるため、自治会や各種団体から推薦を受けて船橋市が委嘱した人。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、涼しく効率的に格好良く働くことができる夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノーネクタイ・ノー上着スタイルがその代表。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。公共用水域の水質保全を図る上で極めて有益である。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。

こどもエコクラブ

小・中学生が地域の中で仲間と一緒に環境に関する学

習や活動。環境省が支援している事業で、平成21年度は、全国で3,662クラブ、179,413人の子どもたちが登録し、活動を実施した。なお、環境省は平成23年度から国費を投入せず、企業等の協力を受け継続できるようサポートするとしている。

ごみ発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながることから温暖化対策としても注目されている。

【さ行】

里山

都市の近辺にあり、燃料・肥料・生活資材の調達、水源かん養など、生活に深い関わりを持っている森林で、雑木林などの二次林、スギの植林、竹林などで構成される低山や丘陵のこと。

酸性雨

大気汚染物質として放出された窒素酸化物、硫酸酸化物等が、大気中を拡散するうちに酸化して硫酸、硝酸等に変化し、雨水となって降下したもの。一般にpH5.6以下の雨をさす。

自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

縄文海進

縄文時代におきた海水面の上昇のこと。海面が今よりも約5メートル高かったと言われ、約6,000年前にピークを迎えたとされている。

新エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や、太陽熱、雪氷熱利用が該当する。

生活雑排水

炊事、洗濯、入浴等、人の生活に伴い排出される水。

生態系

ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それをとりまく無機的環境要因(光、温度、水、土壌など)を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたもの。

生物多様性

生物の多様さとその生息環境の多様さのことで、生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。生物多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素である。

生物多様性基本法

生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則や、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務など、生物多様性の保全に関する基本事項を規定した法律。

【た行】

ダイオキシン類

廃棄物の焼却等の過程で非意図的に生成される化学物質。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランに加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ジフェニルと定義している。

太陽光発電

半導体素子により、太陽エネルギーを電気に変換するもの。再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な導入可能量が多い。

単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置をいう。生活雑排水の処理が行われないため、河川等の水質汚濁の一因となっている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策を推進するため、京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度等について定めた法律。

低公害車

従来のガソリン車、ディーゼル車に比べ、大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車（エコカー）。現在ある低公害車（①天然ガス自動車、②電気自動車、③ハイブリッド自動車、④メタノール自動車、⑤低燃費かつ低排出ガス認定車）及び燃料電池自動車等の次世代低公害車のことを示す。

天然ガスかん水

天然ガスを溶存している塩分の濃い地下水で、太古の海水が地下深くに閉じ込められたもの。本県一帯の第3紀層中に存在している。

都市公園

都市公園法に基づき、国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物。住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがある。

【な行】

二酸化硫黄

腐敗した卵に似た刺激臭のある気体で硫黄分を含む石油や石炭などの燃焼時に発生する。呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。また、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質としても知られている。

二酸化窒素

窒素の酸化物の気体。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。呼吸器系の炎症等で人の健康に悪影響を与える。

二次林

自然林を切った後にできる再生林。里山地域の雑木林のことを示す。古くから人々の生活と関係が深く、木材や薪炭の供給地となっていたが、近年では利用されることがなくなったため、スギの植林地に変えられるなどにより減少している。

【は行】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用のほか、燃焼による発電、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用がある。

排出者責任

廃棄物等を排出する者は、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うことを義務づけられている。

ビオトープ

「生物」を意味する Bio と「場所」を意味する Topy を合成した用語で、一般的には、都市や農山村等の地域を限定せず、生き物の住み着くことのできる場所を示す。都市域等においてみどり豊かな水辺空間を設けるなど、より自然に近い状態を整備することを「ビオトープ整備」と呼ぶ。

干潟

海岸で低潮時に砂質、または泥質が露出する場所で、河口域や内湾に多く発達する。海と川の両方の影響を受け、特徴的な動植物が生息する。三番瀬は代表的な干潟である。

富栄養化

湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。富栄養化により藻類が異常繁殖し、赤潮等の発生原因となる。湖沼や東京湾等の内湾で、生活排水等の人為的な原因により進行していることが問題になっている。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が 10 μm

(μm = 100 万分の 1m) 以下のもの。気管に入りやすく、呼吸器系の障害を引き起こすことで人の健康に悪影響を与える。

フロンガス

化学的に安定な物質で人体に影響はないが、大気中に放出されるとほとんど分解されず、成層圏に達しオゾン分解する。洗剤、冷却剤、発泡剤などとして広く使用されてきたが、オゾン層の保護のため、現在では生産が禁止されている。

粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理等に伴い発生、飛散する物質。

ペーパーレス

データや資料などを紙に印刷して閲覧・共有・保管してきたのをやめ、コンピュータシステム上で代替しようとする試み。コスト低減や省エネ・省資源の取組の一環として行われている。

【ま行】

モニタリング調査

環境の変化を把握するため、同じ環境指標を用いて継続的に行われる調査や観測のこと。

【や行】

有害大気汚染物質

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡って曝露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質。特に排出、または飛散を早急に抑制すべき物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 4 物質が大気汚染防止法で指定されている。

要請限度

自動車交通騒音・振動の測定結果を基に、法律により公安委員会等に改善等の措置を要請することができる基準となる数値。

【ら行】

ライフサイクルアセスメント

原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品の一生（ライフサイクル）で、環境に与える影響を分析し、総合評価する手法。

ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」であり、国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全と賢明な利用を推進することを目的としている。平成 21 年 3 月現在、わが国では 37 か所の湿地が登録されている。本市の近くでは習志野市の谷津干潟があり、三番瀬も登録のための検討が始まっている。

リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。

リユース（再使用）

いったん使用された製品や部品、容器等を、形を変えずに再使用すること。

リサイクル（再生利用）

廃棄物等を資源として再利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（熱回収）がある。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップし、その現状をまとめた報告書。国レベルのもの他、各都道府県レベルのものもあり、千葉県では「千葉県レッドデータブック」が作成されている。

【英数字】

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいかほど水質汚濁は著しい。

COD (Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分

解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算した
もの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

ESCO (Energy Service Company) 事業

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。

ISO14001

企業活動、製品及びサービス提供に伴う環境負荷の発生を継続的に改善するための仕組みを取り入れ、環境に配慮した経営を行っていることを証明する規格。国際規格認証機構（ISO：International Organization for Standardization）が発効させた環境マネジメントに関する国際統一規格。

pH

水の酸性・アルカリ性を表す指標。中性は7。数字が小さいほど酸性度が高い。

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度

化学物質排出移動量届出制度。人の健康や生態系に有

害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組み。

VOC (揮発性有機化合物)

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）などの他、ガソリン等にも含まれる。浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質の1つ。

3R

リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つの頭文字をとったもの。